

パブリックコメント
「南相馬市手話言語の普及及び障がい者
コミュニケーション支援条例の制定」
(素案)

【制定の趣旨】

平成23年8月に改正された「障害者基本法」、平成26年1月に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」において「言語に手話も含めること」、「障害者の情報取得とコミュニケーション手段の利用機会の確保」が規定されました。

また、平成31年4月に福島県手話言語条例が施行され、「手話とろう者に対する県民の理解促進」や「手話の普及」等について規定されました。

本市においても、手話を言語として位置づけ、市民等に対する手話への理解促進や普及を図るとともに、手話以外の広く障がいの特性に応じたコミュニケーション手段への理解を促進し、全ての市民が共に生きる地域社会を実現するため、条例を制定するものです。

【意見等の提出方法】

意見提出の書式は自由です。住所、氏名、電話番号を明記の上、窓口へ持参、郵便、ファクス、電子メールなどで提出してください（法人又は団体の場合は、名称、所在地、代表者を明記してください）。

【意見等の提出期間】

令和2年12月1日（火）～12月20日（日）

【案の公表場所（閉庁日、休館日を除く）】

社会福祉課、市民課総合案内窓口、小高区市民総合サービス課、
鹿島区市民総合サービス課、各生涯学習センター、市民情報交流センター、
市ホームページ

【担当課】

健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係
〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地
電 話：0244-24-5241
F A X：0244-24-5740
電子メール：shakaifukushi@city.minamisoma.lg.jp

南相馬市手話言語の普及及び障がい者コミュニケーション支援条例の 制定に係る手続きを進める件（概要）

1. 条例制定の趣旨

手話を言語として位置づけ、市民等に対する手話への理解促進や普及を図るとともに、手話以外の広く障がいの特性に応じたコミュニケーション手段への理解を促進し、全ての市民が共に生きる地域社会を実現するため、条例を制定するものである。

2. 条例制定の背景

平成23年8月に改正された「障害者基本法」、平成26年1月に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」において「言語に手話も含めること」、「障害者の情報取得とコミュニケーション手段の利用機会の確保」が規定された。

また、平成31年4月に福島県手話言語条例が施行され、「手話とろう者に対する県民の理解促進」や「手話の普及」等について規定された。

本市においては、平成30年度に聴覚障害者団体等より、手話言語条例制定に関する請願書の提出があり、条例制定に向けて検討を始めた。

3. 県内の条例成立状況

資料2-2のとおり

4. 条例の内容

(1) 条例の2つの目的

- ① 言語としての手話の理解及び普及
- ② 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用の促進

(2) 条例の概要について

資料2-3のとおり

(3) 条例制定後の主な施策

- ① 手話等の理解及び普及
 - ・ 広報、ホームページ、出前講座等を活用した条例の啓発（新規）
 - ・ 医師会、商工関係団体、福祉事業所等への周知（新規）
 - ・ 健康福祉まつりにおける普及啓発活動
- ② 障がい特性に応じた情報発信、意思疎通支援
 - ・ 市長記者会見の手話通訳（新規）
 - ・ 手話によるおはなし会の開催（新規）
 - ・ 障がい者コミュニケーション支援事業の拡充（派遣対象者の拡大）
 - ・ 図書館での、点字・録音図書、さわる絵本、文字活字読上装置等の整備
- ③ 手話を学ぶ機会の確保
 - ・ 手話入門講座、手話奉仕員養成講座、出前講座の実施

- ④ 学校における手話等の普及
- ・ろう者や他の障がいの理解に関する講義の実施
 - ・手話等を使った活動の実施
- ⑤ コミュニケーション支援者の養成等
- ・朗読奉仕員等養成講座の実施
 - ・手話奉仕員登録者に対するスキルアップ研修（新規）

5. 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

6. 協議・検討状況

令和2年	7月22日	南相馬市・飯館村地域自立支援協議会	計画策定検討会
令和2年	7月31日	南相馬市・飯館村地域自立支援協議会	権利擁護部会
令和2年	8月28日	南相馬市・飯館村地域自立支援協議会	権利擁護部会
令和2年	9月1日	聴覚障害者関係団体との意見交換会	
令和2年	9月25日	南相馬市公立小中学校長会議	
令和2年	9月29日	南相馬市・飯館村地域自立支援協議会	権利擁護部会
令和2年	10月1日	南相馬市・飯館村地域自立支援協議会	事務局会議
令和2年	10月8日	南相馬市・飯館村地域自立支援協議会	全体会
令和2年	10月19日	聴覚障害者関係団体との意見交換会	

7. 今後のスケジュール（予定）

令和2年	12月	パブリックコメント	
令和3年	1月	南相馬市・飯館村地域自立支援協議会	権利擁護部会
令和3年	1月	南相馬市・飯館村地域自立支援協議会	全体会
令和3年	2月	庁議	
令和3年	2月	各区地域協議会へ報告	
令和3年	3月	市議会上程	
令和3年	4月1日	条例施行	

8. (参考) 聴覚障がい者に対するアンケート調査について

- (1) 調査の目的 聴覚に障がいのある方の状況を把握し、手話言語条例制定及び今後の障がい福祉施策の基礎資料とする。
- (2) 調査期間 令和2年8月7日～8月24日
- (3) 対象者 聴覚障害の身体障害者手帳所持者 225名
うち回答者 77名 (34%)
- (4) 調査結果 別紙2-5のとおり

○県内自治体条例成立状況

No	自治体名	条例名	施行日
-	南相馬市	南相馬市手話言語の普及及び障がい者 コミュニケーション支援条例	令和3年4月1日
1	福島県	福島県手話言語条例	平成31年4月1日
2	郡山市	郡山市手話言語条例	平成27年4月1日
3	伊達市	伊達市手話言語条例	平成30年4月1日
4	福島市	福島市手話言語条例	平成31年4月1日
5	須賀川市	須賀川市手話言語条例	平成31年4月1日
6	白河市	白河市手話言語条例	令和元年12月25日
7	二本松市	二本松市手話言語条例	令和2年4月1日
8	田村市	田村市手話言語及び障害者コミュニ ケーション条例	令和2年4月1日
9	喜多方市	喜多方市手話言語条例	令和2年10月1日
10	三春町	三春町手話言語条例	令和3年1月1日

南相馬市手話言語の普及及び障がい者コミュニケーション支援条例（素案）（概要）

【目的（第1条）】

1. 手話を言語として位置づけ
2. 手話と障がい特性に応じたコミュニケーション手段の普及促進
3. 全ての市民が共に生きる地域社会の実現

【基本理念（第3条）】

1. 手話は独自の言語体系を有し、ろう者の日常生活や社会生活を営むための言語であることを認識する
2. コミュニケーション手段の選択と利用の促進は、障がいのない人が互いに人格と個性を尊重する

【市の責務（第4条）】

- 手話が言語であることの理解推進
- 手話等を使いやすい環境整備、利用促進施策の推進
- 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用するための合理的配慮

【市民の役割（第5条）】

- 基本理念に対する理解を深める
- 市が推進する施策に協力する

【事業者の役割（第6条）】

- 基本理念に対する理解を深める
- 市が推進する施策に協力する
- 障がい者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努める

① 手話の理解・普及について

- 手話の理解及び普及（7条）
- 手話を用いた情報発信、意思疎通支援（7条）
- 手話を学ぶ機会の確保（8条）
- 学校における手話の普及（9条）
- 手話通訳者、手話奉仕員等の確保及び養成等（10条）

② 多様なコミュニケーション支援について

- 要約筆記、点字、音訳、代読等の理解促進（7条）
- 障がい特性に応じた情報発信、意思疎通支援（7条）
- 学校における多様なコミュニケーション手段の普及（9条）
- 要約筆記者、朗読奉仕員、点訳者等のコミュニケーション支援者の確保及び養成等（10条）

南相馬市手話言語の普及及び障がい者コミュニケーション支援条例（素案）

言語は、人々が交流し、情報を伝達し、お互いの感情を理解し合い、コミュニケーションを図るための手段であり、欠かすことのできないものである。

手話は、ろう者にとって、物事を考え、相手に思いを伝え、お互いに理解し合うために、大切に育んできたコミュニケーション手段である。しかし、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者基本法の改正により手話は言語であると位置づけられ、手話を利用しやすい環境の整備が求められている。

また、障害者の権利に関する条約は、コミュニケーションには手話を含む言語、文字の表示、点字、音声、平易な言葉、朗読等による多様な手段があると規定し、障害者基本法においても、コミュニケーションのための手段の選択と利用の機会の確保が求められている。

このような背景を踏まえ、言語としての手話の普及とろう者への理解の促進を図るとともに、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及を促進することにより、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及を始めとする障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及促進について、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策の基本的事項を定めることにより、全ての市民が共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) ろう者 手話を言語として利用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。

- (3) 手話等 手話、要約筆記、空書、指文字、筆談、身振り、絵図、点字、音訳、代読、平易な表現その他の障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で使用するコミュニケーションのための手段をいう。
- (4) 社会的障壁 障がいがある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (5) 合理的な配慮 社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる必要かつ適当な変更及び調整であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、朗読奉仕員、点訳者その他障がい者の意思疎通の支援を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 第1条に規定する地域社会の実現は、次に掲げる理念を基本として推進するものとする。

- (1) 手話の理解及び普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が心豊かな日常生活や社会生活を営むために大切に受け継がれてきた言語であるとの認識のもとに推進されなければならない。
- (2) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用の促進は、障がいのある人とない人とが相互の違いを理解し、互いに人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話が言語であることの理解の推進及び手話等の理解及び普及の促進並びに手話等を使いやすい環境の整備を図るとともに、手話等の利用の促進に関する施策を推進するものとする。

- 2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするため、合理的な配慮を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、障がい者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話等の理解及び普及に関すること。
- (2) 手話等による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話等による意思疎通の支援に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市は、推進に当たっては、市が別に定める障がい者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第8条 市は、県、ろう者、手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用することができる者と協力し、市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

(学校における手話等の普及)

第9条 市は、手話等の理解及び普及の促進を図るために、学校教育の場において、手話等に関する学習の機会の提供その他児童、生徒、教職員等が手話等に親しむために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(コミュニケーション支援者の確保及び養成等)

第10条 市は、コミュニケーション支援を行うため、関係団体と協力して、コミュニケーション支援者の確保及び養成、並びに技術の向上を図るものとする。

(災害時の対応)

第11条 市は、災害時において、障がい者等に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

(情報通信技術の活用)

第12条 市は、この条例に定める施策に関し、IT等情報通信の技術を活用するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、手話等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

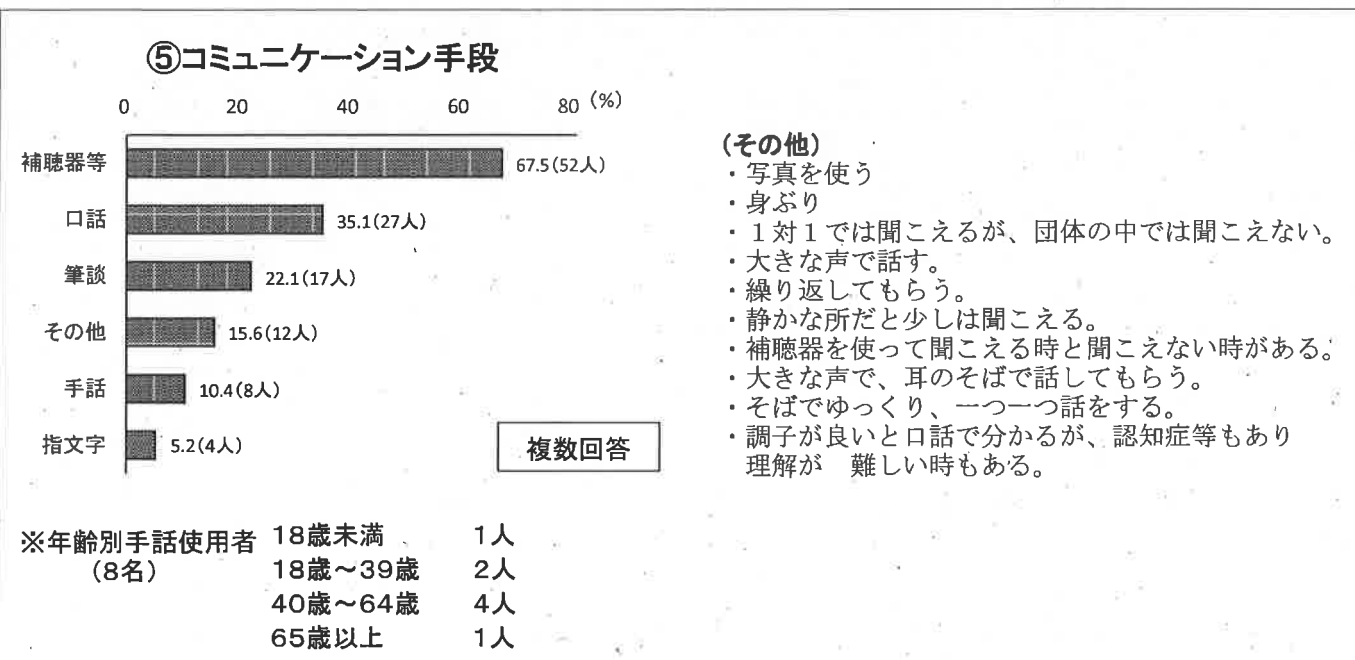
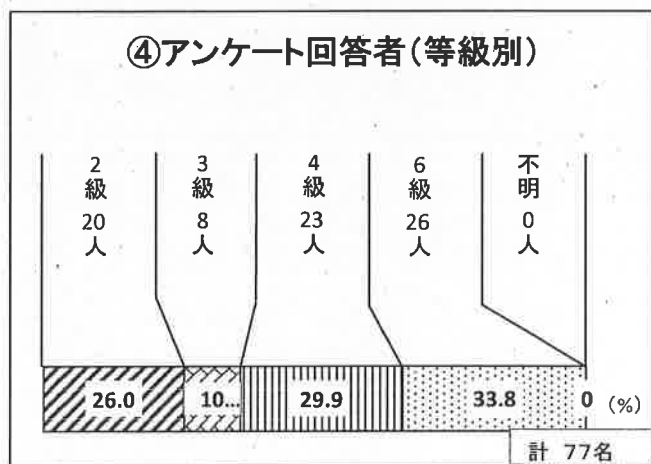
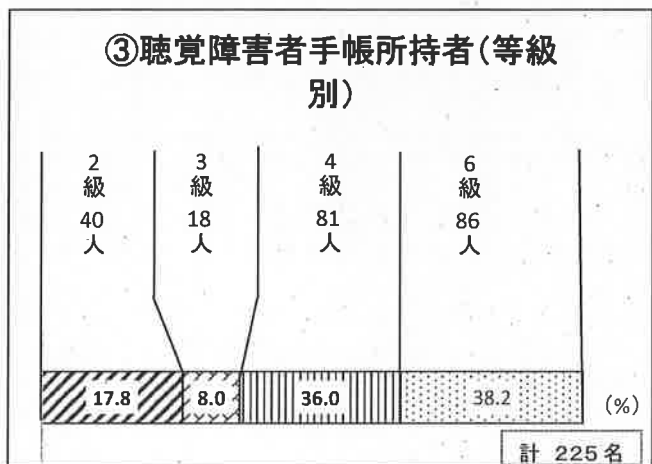
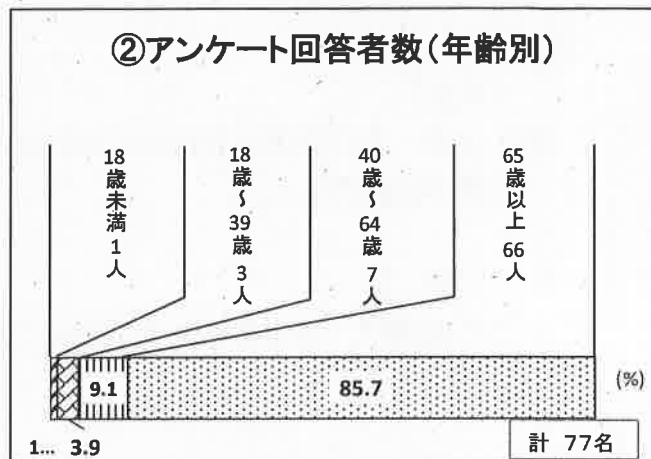
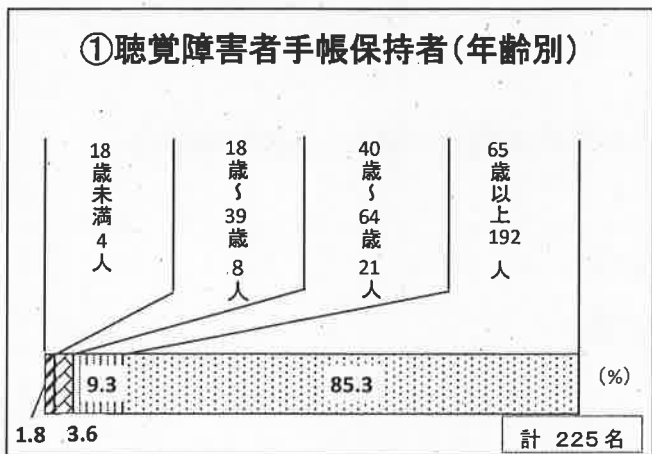
この条例は、令和3年4月1日から施行する。

聴覚障がい及び手話等の普及啓発に関するアンケート結果

資料 2 - 5

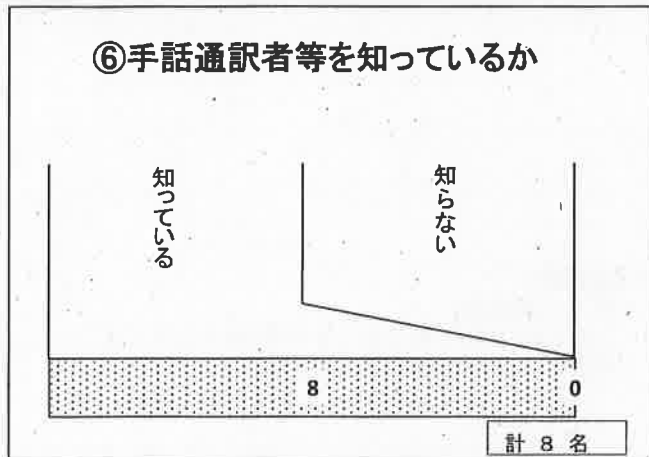
◆対象者：聴覚障害の身体障害者手帳所持者 225名
うち回答者 77名 (34%)

◆目的：聴覚に障がいのある方の状況を把握し、手話言語条例制定及び今後の障がい福祉施策の基礎資料とする。

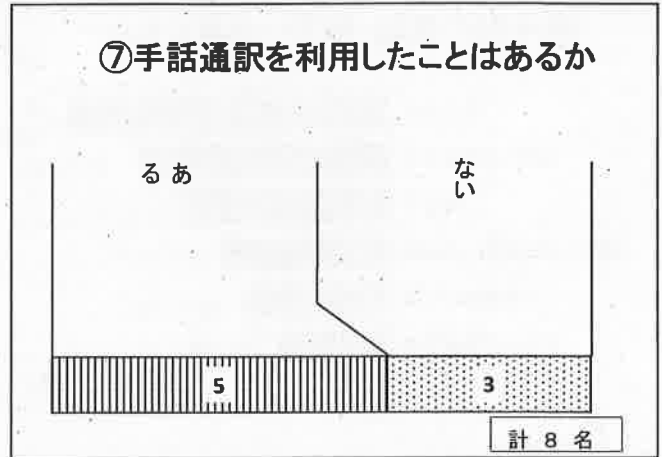


⑤でコミュニケーション方法が手話と回答した方

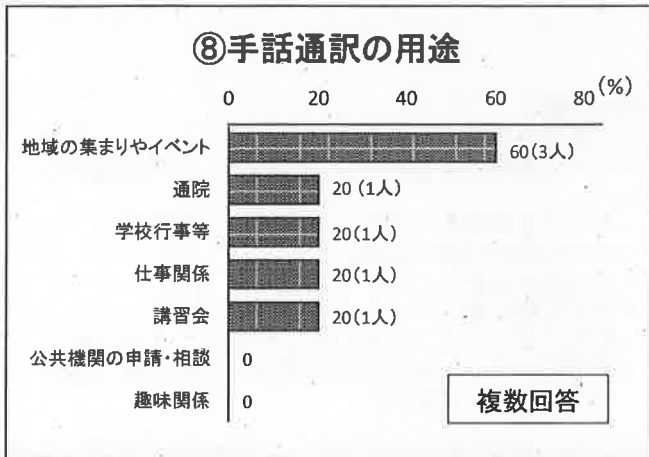
⑥手話通訳者等を知っているか



⑦手話通訳を利用したことはあるか

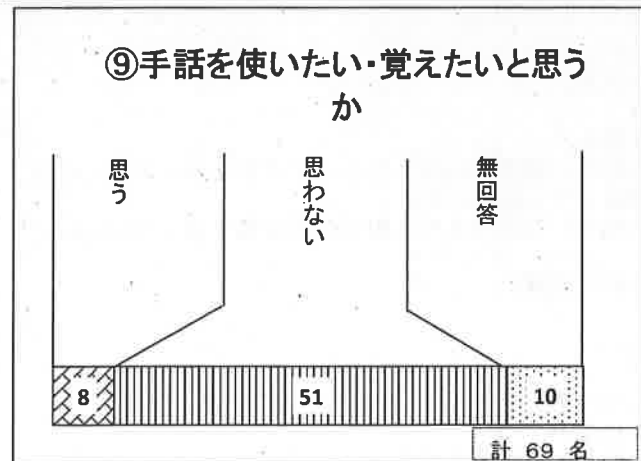


⑧手話通訳の用途



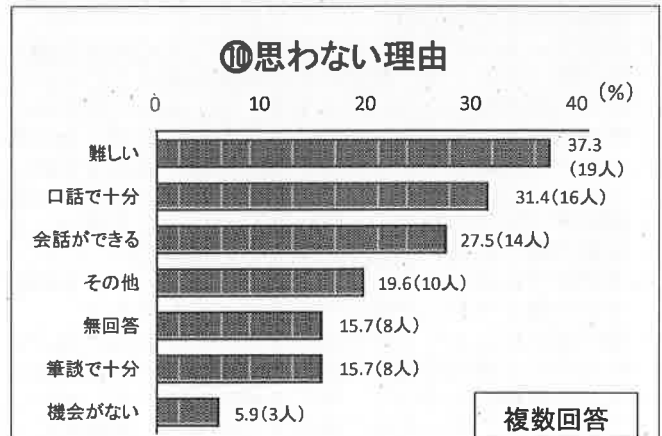
⑤で手話以外と回答した方

⑨手話を使いたい・覚えたいと思うか



⑨で思わないと回答した方

⑩思わない理由

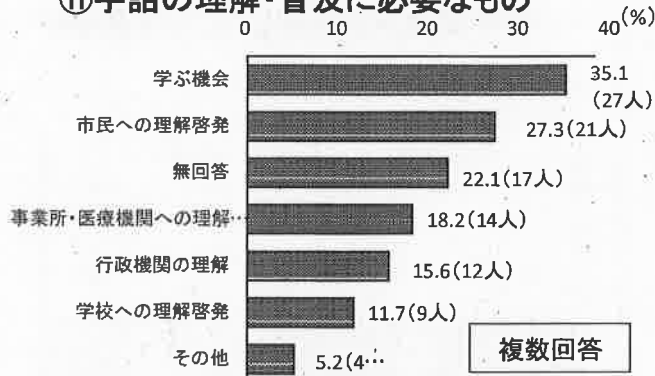


(その他)

- ・高齢のため。
- ・理解力低下。
- ・特別な方法を必要としていないため。
- ・年齢的に周りの人が手話を覚えることが難しい。
- ・知らない方と接触したくない。
- ・認知症であり高齢。自由に動くことができない。
- ・覚えるのに時間がかかりそうなので、筆談の方が良い。
- ・身近に手話ができる人がいない。

全ての方

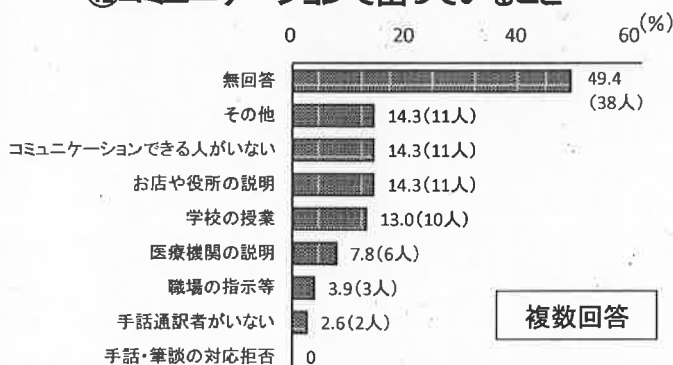
⑪手話の理解・普及に必要なもの



(その他)

- ・友人との会話。
- ・子どものうちに親しむことが早道のように思う。
- ・身近に手話を理解する人がいない。

⑫コミュニケーションで困っていること



(その他)

- ・大きな声で話してほしい。
- ・マスク着用のまま話しかけられると、聞き取れない。
- ・カードを見せる、大きい声で言ってもらおう。
- ・いつも隣に付添が必要。
- ・話が聞き取りにくい。
- ・何回も繰り返してもらおうのが悪い。
- ・配偶者がいるうちは良いが、今後のことが心配。
- ・補聴器でスムーズな会話に戻ると思ったが、聞き取れないことがある。

その他 意見・要望等

- ・電話はよく聞き取れないことが多く、困る。
- ・手話を広げてほしい。
- ・手話サークルにたくさんの方が入会してくれると嬉しい。
- ・耳は悪くなる一方。高齢のため手話を覚えることができるか不安。
- ・時々内容が分からない時がある。年と共に不安がある。
- ・声の低い人や後方からの聞こえ方が不十分なことが多々あり困る。
- ・コロナの影響でマスク着用が増えたが、そのまま話しかけられると聞き取れないため、マスクを外して話してもらっている。知人等は会話方法が分かっており、口話法で対応してくれている。
- ・健聴者は話すのが早く、聞き取れないことが多い。もう少しゆっくりはつきり、相手の顔を見て話してほしい。言葉が聞こえないと手話を覚えるのが難しい。
- ・役所等で自分のことを説明すると、用紙とペンを準備してくれて有難い。手話を覚えておくと楽しくなることもありそう。
- ・補聴器使用により目眩を起こすため、3年前から止めている。
- ・最低限でも福祉の窓口職員は、理解のある方をお願いしたい。
- ・友人が理解があるので、楽しく過ごしている。サロンに入っている。
- ・手話を覚えたかったが、機会がなかった。高齢のため覚えられない。
- ・今は配偶者と二人で暮らしており、子も近くにいないため、何かあったときに心配。
- ・補聴器のおかげで普通に会話でき助かっている。若ければ手話を習得して困っている方の力になりたかった。
- ・普通の人には耳の遠い人とコミュニケーションをとる時に、大きな声で話さないといけなくてとても疲れるらしく、聞こえなくても聞こえたふりをしてしまうことが多くて困る。
- ・聴覚障がい者に対して理解が薄い。口をみて口話する人もいる。店などカウンターで聴覚障がい者の対応ができるようにしてほしい。
- ・補聴器の補填が充分でない。両耳使用となると2倍。高額医療費にも該当せず、この先の困りごと。
- ・コミュニケーションは手話が早く一番良いが、覚える機会が少なく会話レベルまで獲得できていない。手話で話せても、事業所に手話の分かる方がいないため、結局筆談となってしまうことが残念。
- ・マスク着用が多くなり、口話しかできない人にはコミュニケーションが難しくなり、時間がかかる。簡単な手話であればマスクをしても伝わると思う。
- ・病院に行く時はいつも付き添ってもらっている。